

平成31年2月市議会 総務委員会資料

第38号議案：長崎市もみじ谷葬斎場条例等の一部を改正する条例

【目次】

1	消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて・・・	1
2	条例改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2～3
3	施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4～5
4	新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6～24

市民生活部
平成31年2月

1 消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて

急速な少子高齢化や社会経済状況が大きく変化する中、社会保障費が年々増加し、国及び地方の予算の大きな部分を占めるようになってきており、一方でそれを支える現役世代が減っていくことが懸念されている。このような状況の中、社会保障の持続性と安心の確保及び財政の健全化は重要な課題となっており、その財源確保の方策として、消費税率が平成 31 年 10 月 1 日に 8%から 10%へ引き上げられることとなった。

長崎市においては、消費税率の引上げに伴う円滑かつ適正な転嫁を実施するため、次により使用料及び手数料の見直しを行おうとするもの。

(1) 消費税転嫁対象

非課税、不課税を除く公共施設等の使用料及び各種手数料が対象。
75 条例が改正対象。

(2) 消費税転嫁の方針

ア 外税については、100 分の 108 を 100 分の 110 とし、消費税引き上げ分を転嫁する。

イ 内税については、消費税 5%の時点の単価に 105 分の 110 を乗じた額とし、円未満の端数については切り捨てる。ただし、施設入館料等及び機械機器により徴収する使用料については、10 円単位の転嫁とし、10 円未満の端数は切り捨てる。

※平成 26 年 4 月 1 日に 5%→8%へ転嫁した際、端数を切り捨てていることから、より正しい転嫁を行うため、8%→10%ではなく、5%→10%の転嫁を行うこととする。

※施設入館料等には、プール、浴場、海水浴場、キャンプ場、駐車場等の入場料を含む。

(3) 種別による転嫁単位の例

種別	転嫁単位	種別	転嫁単位	種別	転嫁単位
入館・入場料	10 円単位	宿泊料	1 円単位	附属設備	1 円単位
駐車場	10 円単位	会議室等	1 円単位	模写手数料	1 円単位
ロッカー等	10 円単位	スポーツ施設	1 円単位	各種手数料	1 円単位

2 条例改正の概要

(1) 改正理由

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により消費税法の一部が改正されたことに伴い、消費税の引上げ分を転嫁するため長崎市もみじ谷葬斎場等の使用料等を改正しようとするもの。

(2) 改正の内容

ア 長崎市もみじ谷葬斎場条例

(参考)

区分	現行 (1回につき)	改正案 (1回につき)
霊きゅう自動車	7,128円	7,260円

平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
2件	264円

イ 長崎市体育館条例

区分	現行	改正案
長崎市深堀体育館	308~2,530円	314~2,577円
長崎市野母崎体育館	678~3,178円	691~3,237円
長崎市三和体育館	102~1,296円	104~1,320円
長崎市琴海南部体育館	216~1,398円	220~1,424円
長崎市三重体育館	102~2,530円	104~2,577円
長崎市諏訪体育館	205~1,645円	209~1,676円
合計		

平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
991件	7,980円
452件	6,388円
3,461件	9,944円
2,032件	24,353円
1,208件	8,222円
6,160件	21,111円
14,304件	77,998円

ウ 長崎市民水泳プール条例

区分	現行	改正案
長崎市民網場プール	50～ 2,200 円	50～ 2,300 円
長崎市民総合プール	50～131,657 円	50～134,095 円
長崎市民神の島プール	40～ 3,800 円	40～ 3,800 円
合計		

平成 30 年度 件数 (見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
5,021 人	5,546 円
181,438 人	330,833 円
35,000 人	110,842 円
186,459 人	447,221 円

エ 長崎市民アーチェリー場条例

区分	現行	改正案
長崎市民アーチェリー場	51～5,554 円	52～5,657 円

平成 30 年度 人数 (見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
2,986 人	1,792 円

(3) 施行期日

平成 31 年 10 月 1 日

(4) 新旧対照表

別紙のとおり

3 施設の概要

【スポーツ振興課所管施設一覧表】

施設名	施設概要		平成29年度 利用者数
長崎市 深堀体育館	1 所在地	長崎市深堀町5丁目712番地	16,248人
	2 敷地面積	1,656.57㎡	
	3 延床面積	948.40㎡	
	4 構造	鉄筋コンクリート造3階建	
	5 完成年月日	平成13年8月（平成5年4月1日から長崎市で管理）	
	6 施設	体育館（バレーボール1面、バドミントン3面）、更衣室、シャワー室	
長崎市 野母崎体育館	1 所在地	長崎市野母町858番地	16,423人
	2 敷地面積	5,459㎡	
	3 延床面積	2,544.357㎡	
	4 構造	鉄筋コンクリート造2階建	
	5 完成年月日	平成6年12月12日	
	6 施設	体育館（バスケットボール2面、バレーボール3面、バドミントン3面） トレーニング室、健康体力相談室、ミーティング室	
長崎市 三和体育館	1 所在地	長崎市布巻町88番地7	56,977人
	2 敷地面積	2,823㎡	
	3 延床面積	2,104.94㎡	
	4 構造	鉄筋コンクリート造2階建（大屋根部鉄骨造）	
	5 完成年月日	昭和58年3月20日	
	6 施設	体育館（バスケットボール2面、バレーボール3面、バドミントン6面） 卓球2台（2階）	
長崎市 琴海南部 体育館	1 所在地	長崎市琴海村松町703番地14	49,711人
	2 敷地面積	1,908㎡	
	3 延床面積	1,249㎡	
	4 構造	鉄筋コンクリート造2階建	
	5 完成年月日	平成7年3月28日	
	6 施設	体育館（バスケットボール2面、バレーボール2面、バドミントン6面） ステージ、放送室、会議室、シャワー室	
長崎市 三重体育館	1 所在地	長崎市三京町708番地1	21,352人
	2 敷地面積	975.47㎡	
	3 延床面積	684.40㎡	
	4 構造	鉄骨造2階建	
	5 完成年月日	平成19年9月1日	
	6 施設	体育館（バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン3面、 卓球台5台）	
長崎市 諏訪体育館	1 所在地	長崎市上西山町19番15号	49,105人
	2 敷地面積	2,020.30㎡	
	3 延床面積	1,358.09㎡	
	4 構造	鉄骨造2階建（柔剣道場棟）、鉄骨造瓦葺（弓道場） 鉄筋コンクリート造2階建（相撲場棟）	
	5 完成年月日	昭和40年3月31日（平成9年3月14日増改築）	
	6 施設	柔道場、剣道場、相撲場、ボクシング場、弓道場、 更衣室、シャワー室	

施設名	施設概要		平成29年度 利用者数
長崎市民 小ヶ倉プール	1 所在地	長崎市小ヶ倉町2丁目350番地	3,929人
	2 敷地面積	1,117㎡	
	3 完成年月日	昭和43年8月3日（平成2年から長崎市で管理）	
	4 施設	25m×15m 7コース、幼児用プール	
長崎市民 網場プール	1 所在地	長崎市界2丁目1番3号	4,784人
	2 敷地面積	3,804.30㎡	
	3 完成年月日	平成10年3月31日（平成10年5月長崎県から移管）	
	4 施設	25m×20m 9コース、幼児用プール	
長崎市民 総合プール	1 所在地	長崎市松山町2番2号	175,222人
	2 敷地面積	14,600㎡	
	3 完成年月日	平成8年9月24日	
	4 施設	屋内プール 50m×21m 8コース、25m×16m 7コース 幼児・児童用プール 屋外プール 流水プール、幼児・児童用プール、着水プール スライダー 全長101m、高低差15m、所要時間17秒 全長88m、高低差12m、所要時間16秒	
長崎市民 神の島プール	1 所在地	長崎市神ノ島町3丁目526番地33	20,075人 ※1月6日 ～3月31日
	2 敷地面積	5,500.36㎡	
	3 完成年月日	平成29年10月31日	
	4 施設	25m×11m 7コース（温水）、浴室、休憩室、和室	
長崎市民 アーチェリー場	1 所在地	長崎市白鳥町8番23号	3,102人
	2 敷地面積	1,917.08㎡	
	3 完成年月日	昭和48年10月23日	
	4 施設	10的のオールラウンドタイプ（90m、70m、60m、50m、30mの全規定距離）	

4 新旧対照表

長崎市もみじ谷葬斎場条例新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>別表(第4条関係)</p> <p>備考</p> <p>4 霊きゅう自動車の使用料は、1回につき7, 128円とする。</p>	<p>別表(第4条関係)</p> <p>備考</p> <p>4 霊きゅう自動車の使用料は、1回につき7, <u>260円</u>とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成31年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>(使用料に関する経過措置)</u></p> <p>2 <u>第1条の規定による改正後の長崎市もみじ谷葬斎場条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に利用の申込みをする者の使用料について適用し、施行日前に利用の申込みをした者の使用料については、なお従前の例による。</u></p>

長崎市体育館条例新旧対照表

別表第1【長崎市深堀体育館】

改正前								改正後(案)							
区分	利用時間	午前9時か	午前11時	午後1時か	午後3時か	午後5時か	午後7時か	区分	利用時間	午前9時か	午前11時か	午後1時か	午後3時か	午後5時か	午後7時か
		ら午前11	から午後1	ら午後3時	ら午後5時	ら午後7時	ら午後9時			ら午前11時	ら午後1時	ら午後3時	ら午後5時	ら午後7時	ら午後9時
		時まで	時まで	まで	まで	まで	まで			まで	まで	まで	まで	まで	まで
アマチュアスポーツに利用する場合	卓球 (1台につ き)	円 308	円 308	円 308	円 308	円 308	円 308	アマチュアスポーツに利用する場合	卓球 (1台につ き)	円 <u>314</u>	円 <u>314</u>	円 <u>314</u>	円 <u>314</u>	円 <u>314</u>	円 <u>314</u>
	バトミン トン (1面につ き)	504	504	504	504	504	504		バトミン トン (1面につ き)	<u>513</u>	<u>513</u>	<u>513</u>	<u>513</u>	<u>513</u>	<u>513</u>
	バレーボ ール	1,265	1,265	1,265	1,265	1,265	1,265		バレーボ ール	<u>1,288</u>	<u>1,288</u>	<u>1,288</u>	<u>1,288</u>	<u>1,288</u>	<u>1,288</u>
	その他	1,265	1,265	1,265	1,265	1,265	1,265		その他	<u>1,288</u>	<u>1,288</u>	<u>1,288</u>	<u>1,288</u>	<u>1,288</u>	<u>1,288</u>
アマチュアスポ ーツ以外に利用 する場合		2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	アマチュアスポ ーツ以外に利用する 場合		<u>2,577</u>	<u>2,577</u>	<u>2,577</u>	<u>2,577</u>	<u>2,577</u>	<u>2,577</u>

別表第2【長崎市野母崎体育館】

改正前			改正後(案)		
区分		使用料(1時間につき)	区分		使用料(1時間につき)
アリーナ	バドミントン(1面につき)	円 678	アリーナ	バドミントン(1面につき)	円 <u>691</u>
	バレーボール(1面につき)	678		バレーボール(1面につき)	<u>691</u>
	バスケットボール(1面につき)	1,018		バスケットボール(1面につき)	<u>1,037</u>
	その他(全面)	3,178		その他(全面)	<u>3,237</u>
トレーニング室		1,182	トレーニング室		<u>1,204</u>
ステージ		699	ステージ		<u>712</u>

別表第3【長崎市三和体育館】

1 専用使用料

改正前			改正後(案)		
区分		金額(1時間につき)	区分		金額(1時間につき)
体育館	平日	円 1,080	体育館	平日	円 1,100
	土曜日、日曜日又は休日	1,296		土曜日、日曜日又は休日	1,320
会議室	平日	216	会議室	平日	220
	土曜日、日曜日又は休日	257		土曜日、日曜日又は休日	261

6

2 練習使用料

改正前		改正後(案)	
区分	金額(1時間につき)	区分	金額(1時間につき)
卓球(1台につき)	円 102	卓球(1台につき)	円 104
バドミントン(1面につき)	102	バドミントン(1面につき)	104
バレーボール(1面につき)	154	バレーボール(1面につき)	157
バスケットボール(1面につき)	216	バスケットボール(1面につき)	220

改正前

区分		使用料 (1時間につき)
体育館	1階	円 1,398
	2階	216
会議室		216

改正後(案)

区分		使用料 (1時間につき)
体育館	1階	円 <u>1,424</u>
	2階	<u>220</u>
会議室		<u>220</u>

別表第5【長崎市三重体育館】

1 体育館の使用料

改正前								改正後(案)									
区分	利用時間	午前9時	午前11時	午後1時	午後3時	午後5時	午後7時	区分	利用時間	午前9時	午前11時	午後1時	午後3時	午後5時	午後7時		
		から午前 11時まで	から午後 1時まで	から午後 3時まで	から午後 5時まで	から午後 7時まで	から午後 9時まで			から午前 11時まで	から午後 1時まで	から午後 3時まで	から午後 5時まで	から午後 7時まで	から午後 9時まで		
アマチュアスポーツに利用する場合	卓球(1台につき)	円 308	円 308	円 308	円 308	円 308	円 308	アマチュアスポーツに利用する場合	卓球(1台につき)	円 314	円 314	円 314	円 314	円 314	円 314		
	バドミントン(1面につき)	504	504	504	504	504	504		バドミントン(1面につき)	513	513	513	513	513	513		
	バレーボール(1面につき)	1,265	1,265	1,265	1,265	1,265	1,265			バレーボール(1面につき)	1,288	1,288	1,288	1,288	1,288	1,288	
	バスケットボール(1面につき)	1,265	1,265	1,265	1,265	1,265	1,265				バスケットボール(1面につき)	1,288	1,288	1,288	1,288	1,288	1,288
	その他	1,265	1,265	1,265	1,265	1,265	1,265					その他	1,288	1,288	1,288	1,288	1,288
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	2,577	2,577	2,577	2,577	2,577	2,577			

2 会議室の使用料

改正前		改正後(案)	
区分	金額(1時間につき)	区分	金額(1時間につき)
第1会議室	円 102	第1会議室	円 104
第2会議室	102	第2会議室	104

別表第6【長崎市諏訪体育館】

改正前

区分	利用時間 使用料	午前6時から午前7時まで	午前7時から午前8時まで	午前8時から午前9時まで	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
		柔道場又は剣道場	アマチュアスポーツに利用する場合	円 411	円 411	円 411	円 822	円 822	円 822	円 822
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	822	822	822	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645
相撲場、ボクシング	アマチュアスポーツに利用する場合	205	205	205	411	411	411	411	411	411
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	411	411	411	822	822	822	822	822	822

改正後(案)

区分	利用時間 使用料	午前6時から午前7時まで	午前7時から午前8時まで	午前8時から午前9時まで	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
		柔道場又は剣道場	アマチュアスポーツに利用する場合	円 <u>419</u>	円 <u>419</u>	円 <u>419</u>	円 <u>838</u>	円 <u>838</u>	円 <u>838</u>	円 <u>838</u>
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	<u>838</u>	<u>838</u>	<u>838</u>	<u>1,676</u>	<u>1,676</u>	<u>1,676</u>	<u>1,676</u>	<u>1,676</u>	<u>1,676</u>
相撲場、ボクシング	アマチュアスポーツに利用する場合	<u>209</u>	<u>209</u>	<u>209</u>	<u>419</u>	<u>419</u>	<u>419</u>	<u>419</u>	<u>419</u>	<u>419</u>
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	<u>419</u>	<u>419</u>	<u>419</u>	<u>838</u>	<u>838</u>	<u>838</u>	<u>838</u>	<u>838</u>	<u>838</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

3 第2条から第4条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、施行日以後に利用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

(1) 長崎市体育館条例別表第1から別表第5まで

改正前	改正後(案)
	<p data-bbox="1173 268 1536 300"><u>(利用料金に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="1137 316 2190 448">4 <u>第2条の規定による改正後の長崎市体育館条例別表第6の規定は、施行日以後に利用の許可を受ける者の利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けた者の利用料金については、なお従前の例による。</u></p>

長崎市民水泳プール条例新旧対照表

別表第2【長崎市民網場プール】

1 個人使用料

(1) 通常の料金

改正前		改正後(案)	
区分	料金(1回につき)	区分	料金(1回につき)
高等学校の生徒又は一般	円 220	高等学校の生徒又は一般	円 230
小学校の児童又は中学校の生徒	110	小学校の児童又は中学校の生徒	110
幼児	50	幼児	50

(2) 回数券の料金

改正前		改正後(案)	
区分	回数券(11回分)	区分	回数券(11回分)
高等学校の生徒又は一般	2,200円	高等学校の生徒又は一般	2,300円
小学校の児童又は中学校の生徒	1,100	小学校の児童又は中学校の生徒	1,100
幼児	500	幼児	500

別表第3

1 個人の利用に係る基準額

(1) 通常の料金

ア プール

改正前				改正後(案)			
区分		基本料金 (2時間につき)	超過料金 (1時間につき)	区分		基本料金 (2時間につき)	超過料金 (1時間につき)
総合プ ール	一般	円 460	円 150	総合プ ール	一般	円 470	円 150
	高等学校の生徒	300	100		高等学校の生徒	310	100
	小学校の児童、中学 校の生徒又は幼児	150	50		小学校の児童、中学 校の生徒又は幼児	150	50
神の島 プール	一般	380	120	神の島 プール	一般	380	120
	高等学校の生徒	250	80		高等学校の生徒	250	80
	小学校の児童、中学 校の生徒又は幼児	120	40		小学校の児童、中学 校の生徒又は幼児	120	40

ウ 和室

改正前		改正後(案)													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金(1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神の島プール</td> <td>和室(1室につき)</td> <td>79円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		料金(1時間につき)	神の島プール	和室(1室につき)	79円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金(1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神の島プール</td> <td>和室(1室につき)</td> <td>81円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		料金(1時間につき)	神の島プール	和室(1室につき)	81円
区分		料金(1時間につき)													
神の島プール	和室(1室につき)	79円													
区分		料金(1時間につき)													
神の島プール	和室(1室につき)	81円													
備考 利用者が、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの金額は、この表に掲げる料金の倍額とする。		備考 利用者が、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの金額は、この表に掲げる料金の倍額とする。													

(2) 回数券(11回分)の料金

ア プール

改正前			改正後(案)																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総合プール</td> <td>一般</td> <td>円 4,600</td> </tr> <tr> <td>高等学校の生徒</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>小学校の児童、中学校の生徒又は幼児</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">神の島プール</td> <td>一般</td> <td>3,800</td> </tr> <tr> <td>高等学校の生徒</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>小学校の児童、中学校の生徒又は幼児</td> <td>1,200</td> </tr> </tbody> </table>			区分		料金	総合プール	一般	円 4,600	高等学校の生徒	3,000	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	1,500	神の島プール	一般	3,800	高等学校の生徒	2,500	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	1,200	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総合プール</td> <td>一般</td> <td>円 <u>4,700</u></td> </tr> <tr> <td>高等学校の生徒</td> <td><u>3,100</u></td> </tr> <tr> <td>小学校の児童、中学校の生徒又は幼児</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">神の島プール</td> <td>一般</td> <td>3,800</td> </tr> <tr> <td>高等学校の生徒</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>小学校の児童、中学校の生徒又は幼児</td> <td>1,200</td> </tr> </tbody> </table>			区分		料金	総合プール	一般	円 <u>4,700</u>	高等学校の生徒	<u>3,100</u>	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	1,500	神の島プール	一般	3,800	高等学校の生徒	2,500	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	1,200
区分		料金																																					
総合プール	一般	円 4,600																																					
	高等学校の生徒	3,000																																					
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	1,500																																					
神の島プール	一般	3,800																																					
	高等学校の生徒	2,500																																					
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	1,200																																					
区分		料金																																					
総合プール	一般	円 <u>4,700</u>																																					
	高等学校の生徒	<u>3,100</u>																																					
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	1,500																																					
神の島プール	一般	3,800																																					
	高等学校の生徒	2,500																																					
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	1,200																																					

3 専用使用料

(1) 入場料等を徴収しない場合

ア 全面利用

改正前

改正後(案)

区分		利用時間		超過時間 (1時間につき)	
		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで		
総合プール	50メートルプール	平日	円	円	
		日曜日又は休日	34,971	69,942	10,491
	25メートルプール	平日	17,485	34,971	5,245
		日曜日又は休日	22,628	45,257	6,788
	50メートルプール及び25メートルプール	平日	52,457	104,914	15,737
		日曜日又は休日	65,828	131,657	19,748

区分		利用時間		超過時間 (1時間につき)	
		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで		
総合プール	50メートルプール	平日	円	円	
		日曜日又は休日	35,619	71,238	10,685
	25メートルプール	平日	17,809	35,619	5,342
		日曜日又は休日	23,047	46,095	6,914
	50メートルプール及び25メートルプール	平日	53,428	106,857	16,028
		日曜日又は休日	67,047	134,095	20,114

備考 この表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又は入りハースルのために利用する場合は、この表に掲げる料金の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

備考 この表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又は入りハースルのために利用する場合は、この表に掲げる料金の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

イ コース利用

改正前				改正後(案)			
区分			料金(1コース1時間につき)	区分			料金(1コース1時間につき)
総合プール	50メートルプール	平日	円 2,262	総合プール	50メートルプール	平日	円 2,304
		日曜日又は休日	2,777			日曜日又は休日	2,828
	25メートルプール	平日	1,337	総合プール	25メートルプール	平日	1,361
		日曜日又は休日	1,645			日曜日又は休日	1,676
神の島プール	25メートルプール	平日	1,087	神の島プール	25メートルプール	平日	1,107
		日曜日又は休日	1,359			日曜日又は休日	1,384

改正前	改正後(案)
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、平成31年10月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(使用料に関する経過措置)</p> <p>3 <u>第2条から第4条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、施行日以後に利用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。</u></p> <p style="text-align: center;">(2) 長崎市民水泳プール条例別表第2第1項</p> <p style="text-align: center;">(利用料金に関する経過措置)</p> <p>4 <u>第3条の規定による改正後の長崎市民水泳プール条例別表第3第1項及び第3項の規定は、施行日以後に利用の許可を受ける者の利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けた者の利用料金については、なお従前の例による。</u></p>

長崎市民アーチェリー場条例新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>(損害賠償)</p> <p>第13条 アーチェリー場の建物又は附属設備を汚損し、き損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(損害賠償)</p> <p>第13条 アーチェリー場の建物又は附属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p>

別表

22

1 個人使用料

(1) 施設使用料金

改正前			改正後(案)		
区分	1時間当り	回数券(11枚綴)	区分	1時間当り	回数券(11枚綴)
大人	円 102	円 1,020	大人	円 104	円 1,040
高等学校の生徒又は18歳未満の勤労青少年	72	720	高等学校の生徒又は18歳未満の勤労青少年	73	730
小学校の児童又は中学校の生徒	51	510	小学校の児童又は中学校の生徒	52	520

(2) 用具使用料金

改正前			改正後(案)		
区分	1組につき	回数券(11枚綴)	区分	1組につき	回数券(11枚綴)
大人	円 102	円 1,020	大人	円 104	円 1,040
高等学校の生徒又は18歳未満の勤労青少年	61	610	高等学校の生徒又は18歳未満の勤労青少年	62	620
小学校の児童又は中学校の生徒	51	510	小学校の児童又は中学校の生徒	52	520

23

3 専用使用料

(1) 入場料等を徴収しない場合

改正前			改正後(案)		
区分	施設使用料金 (1時間当り)	用具使用料金 (1組につき)	区分	施設使用料金 (1時間当り)	用具使用料金 (1組につき)
平日	円 3,702	円 102	平日	円 3,771	円 104
日曜日又は休日	5,554	154	日曜日又は休日	5,657	157
備考 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の施設使用料金は、この表に掲げる額の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。			備考 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の施設使用料金は、この表に掲げる額の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。		

改正前	改正後(案)
	<p data-bbox="1227 336 1323 368">附 則</p> <p data-bbox="1189 384 1339 416"><u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="1151 432 1850 464">1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1189 480 1541 512"><u>(使用料に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="1151 528 2123 663">3 第2条から第4条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、施行日以後に利用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。</p> <p data-bbox="1173 679 1872 711">(3) 長崎市民アーチェリー場条例別表第1項及び第3項</p>